

文教委員会請願・陳情説明資料

令和2年10月5日

| 件名 | 頁 |
|----------|---|
| (教育指導部) | |
| 1 受理番号10 | 20人学級を展望した少人数学級の実現を求める意見書を国に提出することを求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 |
| 2 受理番号11 | 「1年単位の変形労働時間制」導入のための都の条例制定を行わないこと及びコロナ禍での教職員の長時間過重労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・ 3 |
| (子ども家庭部) | |
| 3 受理番号12 | 区にDV、児童虐待事案などを防ぐ施策を求めるとともに、DV事案、児童虐待事案などに関連する行政機関に係る問題を社会問題として捉えること及び児童虐待防止法の再度の改正と警察への指導を求める意見書を国や東京都へ提出を求める陳情 4 |

(教 育 委 員 会)

| | |
|--------|---|
| 件名 | 受理番号10 20人学級を展望した少人数学級の実現を求める 意見書を国に提出することを求める請願 |
| 所管部課名 | 教育指導部教育指導課 |
| 請願の要旨 | 下記の2点を求める意見書を提出するように請願する。 1 20人程度で授業ができるようにするために、早急に教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。 2 少人数学級実現のために国は、いわゆる義務標準法を改正し教職員定数改善計画を立てること。 |
| 請願者等 | 請願文書表のとおり |
| 紹介議員名 | ぬかが 和子議員、浅子 けい子議員、長谷川 たかこ議員、 土屋 のりこ議員 |
| 内容及び経過 | <p>1 現在の小・中学校の学級編成の状況 小学校第1学年は国の基準で、また小学校第2学年と中学校第1学年は都の加配措置で各々1学級あたり35人となっている。他の学年は1学級あたり40人となっている。</p> <p>2 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定 平成23年4月22日付で、小学校第1学年の学級編成基準を40人から35人に改める改正が施行された。小学校第2学年以降は改正法の附則で、学級編成標準の順次改定に向けて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされているが、改定の時期は不透明である。</p> <p>3 国への要望状況 (1) 毎年、特別区教育長会を通じて、「公立小学校の第2学年から第6学年及び中学校に係る文部科学省の義務標準法改正の当初計画案に従い、段階的に35人学級へ改正することを国に要望すること」を要望している。 (2) 令和3年度東京都教育予算の策定に関する要望 ア 小学校第1学年と同様に、第2学年以降段階的に35人学級となるよう義務標準法の改正を国に対して要望されたい。 イ 施設の状況等で35人学級の実現が困難な場合には、35人を超えて学級編成することを区の権限でできることとし、その場合でも教員は35人学級を基準に措置すること。 ウ 小学校第2学年、中学校第1学年については、義務標準法の改正にかかわらず都の学級編成基準を改正すること。</p> |
| 問題点等 | |

| | |
|--------|--|
| 件名 | 受理番号11 「1年単位の変形労働時間制」導入のための都の条例制定を行わないこと及びコロナ禍での教職員の長時間過重労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 所管部課名 | 教育指導部教育指導課 |
| 陳情の要旨 | 1 都内公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入するための都の条例制定を行わないよう、都に意見書を提出すること。 2 20人程度の学級や教職員を増やすなど、コロナ禍における教職員の長時間過重労働を解消するための施策を緊急に講じるよう、国や都に意見書を出すこと。 |
| 陳情者等 | 請願文書表のとおり |
| 内容及び経過 | <p>1 変形労働時間制に関する都への意見表明 今後示される予定の東京都教育委員会の方針に対し、特別区教育長会として具体的な意見を申し入れることを特別区教育長会で申し合わせ済み。 なお、令和2年9月現在、東京都教育委員会からは何の方針も提示されていない。</p> <p>2 少人数学級実現等教員の負担軽減に関する東京都への要望 令和2年8月20日、教員の負担軽減に関し、特別区教育長会から東京都教育庁に以下のような要望を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 35人学級実現のための法律改正要望 ・ 在校時間60時間以内達成のための環境整備施策の拡充 ・ 加配教員等の増員・拡充 ・ 教職員定数配当基準の見直し ・ 副校長サポート人材の新たな配置 ・ スクールサポートスタッフ拡充 など <p>3 区における「教員の働き方改革」の取り組み 平成31年2月に「足立区立学校における教員の働き方改革実施方針」を策定した。主な取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カードリーダー導入 ・ 私費会計業務の負担感解消のための人材配置 ・ 夜間・時間外の電話対応用機器の設置 ・ 一斉退校日の設定 ・ 部活動指導の負担感解消のための人材配置 ・ 副校長業務支援のための人材配置 など |
| 問題点等 | |

| | |
|--------------|--|
| <p>件名</p> | <p>受理番号 12 区にDV、児童虐待事案などを防ぐ施策を求めるとともに、DV事案、児童虐待事案などに関連する行政機関に係る問題を社会問題として捉えること及び児童虐待防止法の再度の改正と警察への指導を求める意見書を国や東京都へ提出を求める陳情</p> |
| <p>所管部課名</p> | <p>こども支援センターげんき こども家庭支援課 地域のちから推進部 区民参画推進課</p> |
| <p>陳情の要旨</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都を通じて、警視庁に全管轄警察署へ男性 DV 被害者に対する逆男女差別的な扱いと児童虐待を受けた子どもを両親のどちらに預けるかの判断を状況をしっかりと確認したあとに決めるなど改めるように強く求める意見書を提出してください。 2 大田区の田園調布警察署で陳情の趣旨で述べたことが起きているので、足立区内の警察署でも同様の事案が懸念されるので、そういった事案がないかの確認と足立区民に同様の被害が起きないように、足立区内警察署へ情報提供をしてください。 3 児童相談所は、精神的な児童虐待についても身体的な児童虐待と同様に対応いただくようにしてください。また、児童虐待防止法の改正の提案としては、身体的、精神的のどちらについても児童虐待をしたものに対しては、定期的に、民間のカウンセラーや更生プログラムなどに一定期間、参加することを義務付ける、あるいは参加を促し了承を得られたら参加させるなど児童相談所の仕事の一部を民間に任せる形を検討ください。民間に任せることで、児童相談所の負担を減らしながら、児童虐待の再犯率を下げる実効性のある法改正につなげてください。子どもに身体的な児童虐待がない、精神的な児童虐待について、警察が介入できない現在の児童虐待防止法の問題を介入できるように改正してください。これらのことを国と東京都へ意見書として提出ください。 4 足立区民で DV 被害を受けている方は、男女問わず、足立区の DV 相談、東京都の東京ウィメンズプラザなどの相談ができます。このことの広報活動に力をいれていただき、相談したいけど、相談できる場所があることを知らずに、悩んでいる被害者が相談先をいまよりも知りやすくなるようにしてください。 5 足立区では、2014 年に児童虐待の大変残念な事件が発生してしまいました。そのような経験のある足立区で、私の提案している定期的な民間のカウンセラーや更生プログラムに、一定期間参加させるなどのテストケースの導入などをしていただき、その結果 |

などを国や都に報告して、制度化へのきっかけを作っていただきたい。児童虐待が、身体的な危険性がでてくる前の段階で、もう少しなんらかの対応をすれば大きな事件になることを防げる可能性が高くなります。DV や児童虐待は、徐々にエスカレートしていきますので、小さいうちに、カウンセリングなどによって、悪化させない努力をしていただきたい。

陳 情 者 等 請願文書表のとおり

内容及び経過

1 児童虐待に関する警察との情報共有等について

(1) 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に規定された要保護児童対策地域協議会（虐待を受けた要保護児童や、保護者の養育を支援する必要がある要支援児童、特定妊婦の早期発見と適切な支援をするために設置されたネットワーク）において、要保護児童等の情報を共有し支援の協議と役割分担を行い、早期に適切な支援を行っている。



(2) 足立区と区内 4 警察署の児童虐待の未然防止と要保護児童の

- 早期発見に向けた連携強化に関する協定(令和元年 12 月 9 日)
- ・ 区及び警察署が相互に保有する必要な情報の共有に努めること
- ・ 要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議に警察署も参加するよう努め、相互に情報共有を図り児童の安全確保に努めること
- ・ 児童の居所が判明しない場合や保護者が児童と会わせることを拒むなど安全の確認ができない場合における連携強化

2 「児童虐待の防止等に関する法律」の概要

(1) 児童虐待の定義（第 2 条）

身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待

(2) 児童虐待の早期発見（第 5 条）

学校の教職員、医師、保健師等は、児童虐待に関して早期発

見に努めなければならない。

(3) 児童虐待の通告義務 (第6条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない。

(4) 立入調査等 (第8条の2から第9条の9)

都道府県知事は、出頭要求、立入調査、裁判所の許可状を得て臨検・捜索等を行うことができる。

(5) 警察署長に対する援助要請等 (第10条)

児童相談所長は、児童の安全の確認等を行う場合、必要に応じ警察署長へ援助を求めることができる。

(6) 児童虐待を行った保護者に対する指導等 (第11条)

児童虐待を行った保護者について、児童福祉司指導の措置が採られた場合、保護者はその指導を受けなければならない。

(7) 面会等の制限等 (第12条)

児童虐待を受けた保護された児童に対し、児童相談所長は必要に応じて、保護者の面会・通信を制限することができる。

3 男女参画プラザにおけるDV関係相談

(1) 女性相談室

DV相談を含め、家庭・職場・地域における問題や人間関係など女性を取り巻く様々な悩みについて、専門の女性相談員が相談者の気持ちに寄り添いながら、問題の解決方法を一緒に考えている。相談内容に応じて、区の各関係所管につなぐ役割を担っている。

(2) 男性の電話DV相談

男性でDV被害で悩んでいる方についても、気軽に電話で相談できる体制として、平成29年7月より開始している。

(3) 相談先にかかる周知

ア ホームページ等

東京ウイメンズプラザを含むDV被害者のための相談窓口や相談機関について、ホームページ、チラシ等により周知している。

イ DV防止啓発リーフレット・女性向け窓口一覧カード

区民参画推進課でDV防止啓発リーフレットを作成し、男女参画プラザの窓口や講座の参加者に対して配布している。医師会や薬剤師会にも医院、薬局での配布を依頼しており、広く区民へ周知している。

また、こころとからだの健康づくり課で作成している女性向け相談窓口一覧カードの中でも相談窓口を掲載している。当カードは、平成25年度に増加傾向のあった女性自殺者対策とし

| | |
|-------------|---|
| | <p>て作成し、女性が多く立ち寄りそうな区内施設・窓口等に設置を開始した。主な設置個所は、本庁舎（窓口・女性用個室トイレ）、区関係出先機関のほか、区内スーパーベルクス（8か所）等である。</p> <p>4 児童相談所・こども支援センターげんきにおける心理的側面からのケアの取組</p> <p>(1) 児童相談所における治療指導の状況</p> <p>ア 情緒障がい児童等の宿泊や通所による治療指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情緒的問題や行動上の問題で不適応のある児童とその保護者に対して、多領域のスタッフが集中的にかかわることで状態の改善を目指す。 ・子どものニーズにあわせて、宿泊や通所を組み合わせる。 <p>イ 家族再統合のための援助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族合同グループ心理療法 ・親グループカウンセリング ・幼児通所グループ 等 <p>(2) こども支援センターげんきにおける児童虐待予防講座等</p> <p>ア 児童虐待予防講座</p> <p>「子育て交流講座」「イライラしない子育て講座」により、自分にあった子育ての仕方等を学ぶ。</p> <p>イ 教育相談</p> <p>小・中学生、高校生等の悩みや心配事について、心理・教育の専門家が保護者やお子さんから話を聞き解決を目指す。</p> <p>ウ スクールカウンセラー</p> <p>校内における児童・生徒の心理的諸問題の解決及び早期発見と対応を目指す。</p> <p>エペアレントトレーニング</p> <p>学齢期（小学生）の保護者に対し、学齢期の発達障がいの特性や対応方法を講義形式、ディスカッション、個別面接等を通して伝える。</p> <p>オ その他</p> <p>今年度から足立児童相談所へ心理職1名を長期派遣（2年間）している。児童相談所児童心理司の業務を学び、今後の区における心理的側面からのケア力の向上につなげる。</p> |
| <p>問題点等</p> | |